

○中国地方整備局告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年二月十七日

中国地方整備局長 多田 智

第1 起業者の名称 島根県

第2 事業の種類 一級河川斐伊川水系忌部川総合流域防災工事（島根県松江市乃白町地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 島根県松江市乃白町字西廻、字戸井元、字向真ノ、字先光寺、字袋尻、字公田、字真ノ川及び字八反田地内
- 2 使用の部分 島根県松江市乃白町字西廻、字袋尻、字公田、字真ノ川及び字八反田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川斐伊川水系忌部川総合流域防災工事」（以下「本件事業」という。）は、島根県松江市西嫁島町地内から同市乃白町字袋尻地内までの一級河川斐伊川水系忌部川（以下単に「忌部川」という。）の延長2,384mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修事業であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うとされているところ、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に該当し、同項の規定により、指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うこととすることができることとされていること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である島根県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

忌部川は、島根県松江市東忌部町大字大川端地内の空山を水源とし、松江市内を南から北へ流下し、西忌部川、大谷川を合流し、一級河川斐伊川水系斐伊川（宍道湖）に合流する総流路延長9.9km、流域面積19.6km²の河川である。

忌部川の流域は、住宅開発が進められ、下流部は市街化区域として急速に発展しており、JR山陰本線等の基幹交通施設や公共施設等が存在する松江市において重要な地域であるが、河道が狭小等で流下能力が低いことから、過去には、島根県全域に2万戸を超える甚大な浸水被害を及ぼし、100人以上の死者を出した昭和39年7月山陰北陸豪雨により、半壊床上浸水家屋2棟、床下浸水家屋280棟に及ぶ被害が発生した。さらに、昭和40年7月の豪雨においても、床下浸水家屋7棟の被害が発生した。

忌部川の治水対策は、平成14年4月に策定された斐伊川水系河川整備基本方針に沿って平成22年8月に策定された斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、年超過確率1/30規模の洪水に対応し、基準地点である勝負橋付近において計画高水流量250m³/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、整備計画に基づき、河道が狭小等で流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い本件区間について、河川改修事業を行うことにより本件区間の流下能力の向上が図られることから、浸水被害を軽減し、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年9月に、同法等に準じて任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令により定められた基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、本件事業により影響を受ける可能性がある希少な動植物について、起業者が任意で実施した平成21年度の生態系調査及び同調査を基に最新の環境省レッドリスト等により行った照査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧I B類として掲載されているニホンウナギ及びカジカ中卵型、準絶滅危惧として掲載されているカワヒガイ、ドジョウ、ニホンイシガメ及びトノサマガエルその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されて

いる。主な保全措置として、ニホンウナギ等については、固定堰を撤去し段差解消を行うことで上下流の縦断的な連続性を保ち、移動経路を確保することとし、カワヒガイ等については、現況のみお筋、瀬や淵などの河道特性及び水際の植生帯の復元に努め、魚類の生息環境を確保することとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小等で流下能力が低い本件区間における河川改修事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防引堤案（申請案）、堤防引堤及び河道掘削案並びに河道掘削案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多くなるものの、現況の河床状況が比較的維持されるため環境に与える影響が小さいこと、縦断形の計画が現況河床を基準としているため、洪水時の流速や掃流力を現状より増大させる可能性が低く安全性の観点からも最良であること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、河道が狭小等で流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、忌部川の沿川自治体の長である松江市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合

理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県松江市役所